

## 今後のスケジュール(案)

月日(曜日)	
1月21日(月)	1回目の会議を開催
1月22日(火)	1月25日(金)までに、各委員で評価委員会で定めた評価基準に基づき評価をしていただくとともに、評価報告書(案)の修正等があれば併せて連絡をしていただく。 ※ これらをまとめた資料を作成し、次回の会議開催までに各委員に配布する。
1月23日(水)	
1月24日(木)	
1月25日(金)	
1月26日(土)	
1月27日(日)	
1月28日(月)	この週に2回目の会議を開催 ※ 会議を開催する場合は、大学に出席していただき、自己評価等について説明をお願いする予定です。
1月29日(火)	
1月30日(水)	
1月31日(木)	
2月1日(金)	
2月2日(土)	
2月3日(日)	
2月4日(月)	この週に3回目(又は2回目)の会議を開催  評価報告書の完成期限
2月5日(火)	
2月6日(水)	
2月7日(木)	
2月8日(金)	平成31年第1回(3月)定例会への議案提出のための事務手続き

○山陽小野田市公立大学法人評価委員会条例

第5条第3項 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

第5条第4項 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

○山陽小野田市公立大学法人評価委員会運営規程

第4条 委員は、会議に出席できない場合であっても、委員長の許可を受けたときは、会議において文書により意見を提示することができる。

第5条第1項 委員長は、やむを得ない理由により会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該事案に関係ある臨時委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

第5条第2項 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。